

事業系ごみの処理について

- ◆事業所等から出る事業系ごみは、各事業者の責任と負担により処理する必要があります。
産業廃棄物、一般廃棄物であるかを問わず各事業所等の責任で適正に処理してください。

(1) 事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物とは、事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、産業廃棄物以外の物(下記(5)に該当しないもの)をいいます。事業系一般廃棄物は、自社の車両で搬入する場合に限り、東郷美化センターへ直接搬入することが可能です。直接搬入には許可が必要となりますので、搬入を希望される場合は、みよし市役所環境課までお問い合わせください。

問い合わせ先：みよし市役所環境課 0561-32-8018

東郷美化センターへ直接搬入できない場合は、下記収集運搬業許可事業者に収集を依頼してください。

業者名	みよし市内にある事業所の住所	連絡先
有限会社岩田清掃	みよし市三好町荒池3番地2	0561-34-1187
東海清掃株式会社	みよし市福田町川端89番地1	0561-34-5571
トヨタ衛生保繕株式会社	みよし市筋生町郷浦149	0561-34-5494
永井産業株式会社	みよし市三好町笠松112番地2	0561-76-4333
株式会社ハーツ	みよし市三好町八和田山5番地140	0561-34-9433
有限会社ハヤト	みよし市三好町八和田山6番地188	0561-33-3980
日の出衛生保繕株式会社	みよし市三好町天王80番地1	0561-33-5181
ヒラテ産業有限会社	みよし市明知町平成184番地	0561-33-1570
ホームメックス株式会社	みよし市三好町小坂67番地	0561-34-7270
有限会社三好衛生社	みよし市三好町中島20番地	0561-32-1306
モリ環境衛生センター株式会社	みよし市筋生町小金下99番地	0561-32-2209
株式会社ワコー商事	みよし市打越町苗座10番地	0561-32-3400

(2) 事業系一般廃棄物の例

- ・事務所、商店等から出る書籍、段ボール、雑誌、新聞、紙くず等
- ・飲食店、小売店等から出る残飯、厨芥くず、野菜くずなどの生ごみ等
- ・事務所、商店等から出る衣服、タオル、布きれ等
- ・事務所、商店等から出る敷地内の落ち葉、剪定枝、木くず等(建築廃材等は産業廃棄物)
- ・事業所内の木製の机、椅子、棚等

(3) 資源物について

事業系一般廃棄物の中には、紙類や空き缶等、リサイクル可能な資源が多数あります。これらについては、分別して再資源化業者へ再生を依頼してください。

《資源物の例》

- ・段ボール、新聞紙、雑誌、コピー用紙、封筒等の紙類
- ・ビン類、ペットボトル
- ・空き缶等金属類

(4) 産業廃棄物

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令に定められた 20 種類と「輸入された廃棄物」のことです。産業廃棄物は、市や東郷美化センターで処理できませんので、産業廃棄物収集運搬・処理業許可業者へご依頼ください。

(5) 産業廃棄物の種類

区分	種類	具 体 例
あらゆる事業活動に伴うもの	1 燃え殻	石灰殻、焼却炉の残灰、炉掃除排出物、その他焼却残さ
	2 汚泥	排水処理後および各種製造業の製造工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、建設汚泥、洗車場汚泥等
	3 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、タールピッチ等
	4 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類などすべての酸性廃液
	5 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液などすべてのアルカリ性廃液
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)などすべての合成高分子系化合物(固形状・液状)
	7 ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず等
	8 金属くず	鉄くず、非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	9 ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ガラスくず、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、陶磁器くず、廃石膏ボード、モルタルくず、スレートくず等 ※コンクリートくずは、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く
	10 鉱さい	鋳物廃砂、高炉、電気炉などの溶解炉かす、ボタ、不良石灰、粉炭かす等
	11 がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリートの破片、レンガの破片、アルファルトの破片、その他これらに類する不要物
	12 ばいじん	大気汚染防止法第 2 条第 2 項に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 2 項に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	13 紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生じる紙くず等
	14 木くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたもの)、木材・木製品製造業(家具製造業を含む)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業から生じる木材くず、おがくず、パーク類、貨物流通に使用したパレット及び PCB 含有物等
	15 繊維くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたもの)、繊維工業(衣服その他繊維製品製造業を除く)から生じる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	16 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料の製造業から生じるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚や獣のあら等
	17 動物系固形不要物	と畜場において屠殺、解体した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	18 家畜ふん尿	畜産農業から排出される家畜動物などのふん尿
	19 家畜の死体	畜産農業から排出される家畜動物などの死体
その他	20 13号廃棄物	1 から 19 までの産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの(例：コンクリート固形化物)

